

電子契約事務フロー

- 対象は公共工事請負契約、公共工事に係る委託契約、売買契約、売買単価契約、賃貸借契約、委託契約、請負契約等
※ただし、法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約及び自動更新条項付契約等を除く
- 落札決定後5日以内の契約締結が必要（入札心得第11条） ※予定価格5,000万円以上は仮契約

